

令和7年12月 2日開会
令和7年 月 日閉会

令和7年第4回北広島市議会定例会

議 案 書

北 広 島 市

議 件

- | | |
|----------|--|
| 同意案第 1 号 | 人権擁護委員の推薦について |
| 同意案第 2 号 | 人権擁護委員の推薦について |
| 同意案第 3 号 | 固定資産評価員の選任について |
| 議案第 1 号 | 北広島市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 議案第 2 号 | 北広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について |
| 議案第 3 号 | 北広島市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 4 号 | 北広島市ボールパーク地区等の区域内における屋外広告物の規制に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 5 号 | 北広島市地域公共交通活性化協議会設置条例を廃止する条例について |
| 議案第 6 号 | 自由通路外新築工事の請負契約について |
| 議案第 7 号 | 指定管理者の指定について |
| 議案第 8 号 | 指定管理者の指定について |
| 議案第 9 号 | 指定管理者の指定について |
| 議案第 10 号 | 指定管理者の指定について |
| 議案第 11 号 | 指定管理者の指定について |
| 議案第 12 号 | 指定管理者の指定について |
| 議案第 13 号 | 指定管理者の指定について |
| 議案第 14 号 | 令和 7 年度北広島市一般会計補正予算（第 4 号） |
| 議案第 15 号 | 令和 7 年度北広島市一般会計補正予算（第 5 号） |
| 議案第 16 号 | 令和 7 年度北広島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 議案第 17 号 | 令和 7 年度北広島市介護保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 議案第 18 号 | 令和 7 年度北広島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） |
| 議案第 19 号 | 令和 7 年度北広島市下水道事業会計補正予算（第 2 号） |

同意案第 1 号

人権擁護委員の推薦について

下記の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

氏 名 かわ川 むかい向 やす康 ふみ文

令和 7 年 12 月 2 日提出

北広島市長 上 野 正 三

提案理由

川向康文委員の任期満了（令和 8 年 3 月 31 日）に伴い、引き続き推薦するものです。

同意案第 2 号

人権擁護委員の推薦について

下記の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

氏名	はま	もと	けん	いち
	濱	本	賢	一

令和 7 年 12 月 2 日提出

北広島市長 上野 正三

提案理由

北側理委員の任期満了（令和 8 年 3 月 31 日）に伴い、新たに推薦するものです。

同意案第 3 号

固定資産評価員の選任について

下記の者を固定資産評価員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 404 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

氏 名 ^か加 ^{とう}藤 ^り梨 ^な奈

令和 7 年 12 月 2 日提出

北広島市長 上 野 正 三

提案理由

令和 7 年 10 月 1 日付けの人事異動により、新たに財務部税務課長となった職員を固定資産評価員に選任するものです。

議案第 1 号

北広島市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準 を定める条例の制定について

北広島市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
を別紙のとおり制定いたしたい。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

北広島市長 上 野 正 三

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4
7 号）の施行に伴い、特定乳児等通園支援事業について、必要な事項
を定めるものです。

北広島市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則(第1条 第3条)

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準(第4条)

第2節 運営に関する基準(第5条 第33条)

第3章 雑則(第34条・第35条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(一般原則)

第3条 特定乳児等通園支援事業者(法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども(法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等(法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。)、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「特定乳児等通園支援事業所」という。)の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業を運営するに当たっては、北広島市暴力団の排除の推進に関する条例(平成26年北広島市条例第4号)第2条第2号に規定する暴力団員の支配を受け、又はこれと密接な関係を有してはならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員(法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。)を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども(法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。)が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(面談)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談(映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。)を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者(法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。)から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定(以下この条において「乳児等支援給付認定」という。)を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等(法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。)の利用の

状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領(法第30条の20第5項(法第30条の21第3項において準用する場合を含む。))の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。)を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額(法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳

児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。)の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項

- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第13条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業(法第59条第1号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設、地域型保育事業者(地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。)、若しくは乳児等通園支援事業者(乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。))又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族(以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。))からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 第15条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
 - (2) 第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
 - (3) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録
 - (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 第31条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理

組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等

による同意の取得」と読み替えるものとする。

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(北広島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
- 2 北広島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年北広島市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 乳児等通園支援事業</p> <p>第1節 通則(第21条)</p> <p>第2節 一般型乳児等通園支援事業(第22条第26条)</p> <p>第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業(第27条・第28条)</p> <p>第3章 雑則(第29条・第30条)</p> <p>附則</p> <p>(最低基準の目的等)</p> <p>第3条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(乳児等通園支援事業を行う事業所(乳児等通園支援事業所の管理者を含む。以下同じ。))が乳児等通園支援を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児(以下「利用乳幼児」という。))が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)</p> <p>第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第11条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 乳児等通園支援事業</p> <p>第1節 通則(第21条)</p> <p>第2節 一般型乳児等通園支援事業(第22条第25条)</p> <p>第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業(第26条・第27条)</p> <p>第3章 雑則(第28条・第29条)</p> <p>附則</p> <p>(最低基準の目的等)</p> <p>第3条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「乳児等通園支援事業所」という。))の管理者を含む。以下同じ。))が乳児等通園支援を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児(以下「利用乳幼児」という。))が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)</p> <p>第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為</p>

改正後	改正前
<p>その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
<p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p>	<p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p>
<p>第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>	<p>第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p>
<p>(1)～(5) 略</p>	<p>(1)～(5) 略</p>
<p>(6) <u>利用定員</u></p>	<p>(6) <u>乳児及び幼児の区分ごとの利用定員</u></p>
<p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項<u>その他の</u>乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項</p>	<p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項<u>並びに</u>乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項</p>
<p>(8)～(11) 略</p>	<p>(8)～(11) 略</p>
<p>(秘密保持等)</p>	<p>(秘密保持等)</p>
<p>第19条 <u>乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</u></p>	<p>第19条 <u>乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</u></p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(乳児等通園支援事業の区分)</p>	<p>(乳児等通園支援事業の区分)</p>
<p>第21条 略</p>	<p>第21条 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)が当該施設又は事業に係る<u>利用定員(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)</u>の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p>	<p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は家庭的保育事業等を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)が当該施設又は家庭的保育事業等に係る<u>利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</u></p>
<p>(職員)</p>	<p>(職員)</p>
<p>第23条 略</p>	<p>第23条 略</p>
<p>(設備及び職員の基準の特例)</p>	<p>(設備及び職員の基準の特例)</p>
<p>第24条 <u>子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、第22条及び前条の規定は適用しない。</u></p>	<p>第24条 略</p>
<p>(乳児等通園支援の内容)</p>	<p>(乳児等通園支援の内容)</p>
<p>第25条 略</p>	<p>第24条 略</p>

改正後	改正前
<p>(保護者との連絡) 第26条 略</p> <p>第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業</p> <p>(設備及び職員の基準) 第27条 略</p> <p>(準用) 第28条 第25条及び第26条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。</p> <p>第3章 雑則</p> <p>(電磁的記録) 第29条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>(委任) 第30条 略</p>	<p>(保護者との連絡) 第25条 略</p> <p>第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業</p> <p>(設備及び職員の基準) 第26条 略</p> <p>(準用) 第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。<u>この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。</u></p> <p>第3章 雑則</p> <p>(電磁的記録) 第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>(委任) 第29条 略</p>

議案第 2 号

北広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
について

北広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年北広島市条例第 33 号）北広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年北広島市条例第 34 号）北広島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年北広島市条例第 4 号）北広島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年北広島市条例第 35 号）及び北広島市こども施策審議会設置条例（令和 5 年北広島市条例第 22 号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和 7 年 12 月 2 日提出

北広島市長 上 野 正 三

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものです。

北広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(北広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 北広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年北広島市条例第33号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)<u>第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。</u>) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、<u>認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号</u>)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下<u>この号及び次号</u>において「認定こども園法」という。)<u>第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。</u>) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

(北広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 北広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年北広島市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」とい</p>	<p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)</u>の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に</p>

改正後	改正前				
<p>う。)が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。</p>	<p>相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="215 472 534 611">児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</td> <td data-bbox="534 472 793 611">利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 611 534 712">乳幼児に対する健康診査</td> <td data-bbox="534 611 793 712">利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td> </tr> </table>	児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	
児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断				
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断				
3及び4 略	3及び4 略				
<p>(職員) 第23条 略</p> <p>2 家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。))又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>(職員) 第23条 略</p> <p>2 家庭的保育者は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>				
3 略	3 略				
<p>(職員) 第29条 小規模保育事業所A型には、保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。</p>	<p>(職員) 第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。</p>				
2及び3 略	2及び3 略				
<p>(職員) 第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の</p>	<p>(職員) 第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託</p>				

改正後	改正前
<p>機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2及び3 略</p>
<p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士(認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2及び3 略</p>
<p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)、その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2及び3 略</p>
<p>附 則</p> <p>1～10 略</p> <p>11 認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型等についての前項の規定の適用については、同項中「除く。）」とあるのは、「除く。）」又は当該小規模保育事業所A型等が所在する認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1～10 略</p>

(北広島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改

正)

第3条 北広島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年北広島市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(職員) 第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体(以下この項において「認定地方公共団体」という。)の区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。)その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。 2及び3 略	(職員) 第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。 2及び3 略

(北広島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 北広島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年北広島市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(職員) 第10条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体(以下この号において「認定地方公共団体」という。)の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士)の資格を有する者 (2)～(10) 略 4及び5 略	(職員) 第10条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士の資格を有する者 (2)～(10) 略 4及び5 略

(北広島市こども施策審議会設置条例の一部改正)

第5条 北広島市こども施策審議会設置条例(令和5年北広島市条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(所掌事務) 第2条 こども施策審議会は、次に掲げる事務を行う。 (1)及び(2) 略	(所掌事務) 第2条 こども施策審議会は、次に掲げる事務を行う。 (1)及び(2) 略

改正後	改正前
(3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項の規定に基づき、同法第33条の15及び第34条の15第4項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。 (4)及び(5) 略	(3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項の規定に基づき、同法第34条の15第4項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。 (4)及び(5) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

北広島市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

北広島市火葬場の設置及び管理に関する条例（昭和 49 年広島町条例第 41 号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和 7 年 12 月 2 日提出

北広島市長 上野 正三

提案理由

火葬場の使用料を改定することに伴い、所要の改正を行うものです。

北広島市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北広島市火葬場の設置及び管理に関する条例(昭和49年広島町条例第41号)の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表(第5条関係)					別表(第5条関係)				
区分		単位	金額		区分		金額		
			市民	市民以外			市民	市民以外	
1	15歳以上の死体	1体	16,000円	53,000円	1	15歳以上の死体	1体	円 8,000	円 28,000
2	15歳未満の死体	1体	12,000円	37,800円	2	15歳未満の死体	1体	円 6,000	円 20,000
3	埋葬された死体	1体	8,000円	25,500円	3	埋葬された死体	1体	円 4,000	円 13,500
4	死胎	1体	8,000円	25,500円	4	死胎	1体	円 4,000	円 13,500
5	身体の一部	1件	8,000円	25,500円	5	身体の一部	1件	円 4,000	円 13,500
6	胞衣産わい物	1件	3,000円	8,500円	6	胞衣産わい物	1件	円 1,500	円 4,500
備考 略					備考 略				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の北広島市火葬場の設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 4 号

北広島市ボールパーク地区等の区域内における屋外広告物の規制に関する条例の一部を改正する条例について

北広島市ボールパーク地区等の区域内における屋外広告物の規制に関する条例（令和 4 年北広島市条例第 3 号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

北広島市長 上 野 正 三

提案理由

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）に基づく、ボールパーク地区等の区域内における屋外広告物について、新たに適用区域を指定することに伴い、所要の改正を行うものです。

北広島市ボールパーク地区等の区域内における屋外広告物の規制に関する条例の一部を改正する条例

北広島市ボールパーク地区等の区域内における屋外広告物の規制に関する条例(令和4年北広島市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) ボールパーク地区 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第46条第1項の規定により作成した北広島市都市再生整備計画に記載する同条第2項第5号の滞在快適性等向上区域(次号において「滞在快適性等向上区域」という。)のうち、<u>北海道ボールパークFビレッジ及びこれらの周囲の地域であって、市長が指定した区域をいう。</u></p> <p>(6) <u>ボールパーク動線地区</u> 滞在快適性等向上区域のうち、北広島駅から北海道ボールパークFビレッジへの主たる動線となる地域であって、<u>市長が指定した区域をいう。</u></p> <p>(適用区域)</p> <p>第3条 この条例は、ボールパーク地区及び<u>ボールパーク動線地区</u>に適用する。</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) ボールパーク地区 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第46条第1項の規定により作成した北広島市都市再生整備計画に記載する同条第2項第5号の滞在快適性等向上区域をいう。</p> <p>(適用区域)</p> <p>第3条 この条例は、ボールパーク地区及び<u>当該地区に接する道路の区域</u>に適用する。</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に北海道屋外広告物条例(昭和25年北海道条例第70号)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

議案第 5 号

北広島市地域公共交通活性化協議会設置条例を廃止する 条例について

北広島市地域公共交通活性化協議会設置条例（平成 28 年北広島市
条例第 39 号）を別紙のとおり廃止いたしたい。

令和 7 年 12 月 2 日提出

北広島市長 上野 正三

提案理由

北広島市地域公共交通活性化協議会を新たに規約設置の協議会へ移
行することに伴い、本条例を廃止するものです。

北広島市地域公共交通活性化協議会設置条例を廃止する条例

北広島市地域公共交通活性化協議会設置条例(平成28年北広島市条例第39号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

自由通路外新築工事の請負契約について

条件付一般競争入札に付した自由通路外新築工事の請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 40 年広島村条例第 4 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 自由通路外新築工事 |
| 2 | 契約の金額 | 2,176,460,000 円（うち消費税及び地方消費税 197,860,000 円） |
| 3 | 契約の相手方 | 大林・札建西の里・北広島間新駅設置工事特定
建設工事共同企業体
代表者 札幌市中央区北三条西 4 丁目 1 番地 1
株式会社大林組札幌支店
執行役員支店長 木村 隆之
構成員 札幌市北区北 7 条西 6 丁目 2 番地 3 4
札建工業株式会社
代表取締役 坂本 孝司 |

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

北広島市長 上野 正三

提案理由

北広島駅及び F ビレッジ周辺地区交通戦略に基づき、新駅や自由通路などを製作するものです。

入札状況調書

条件付一般競争入札

予定価格事後公表

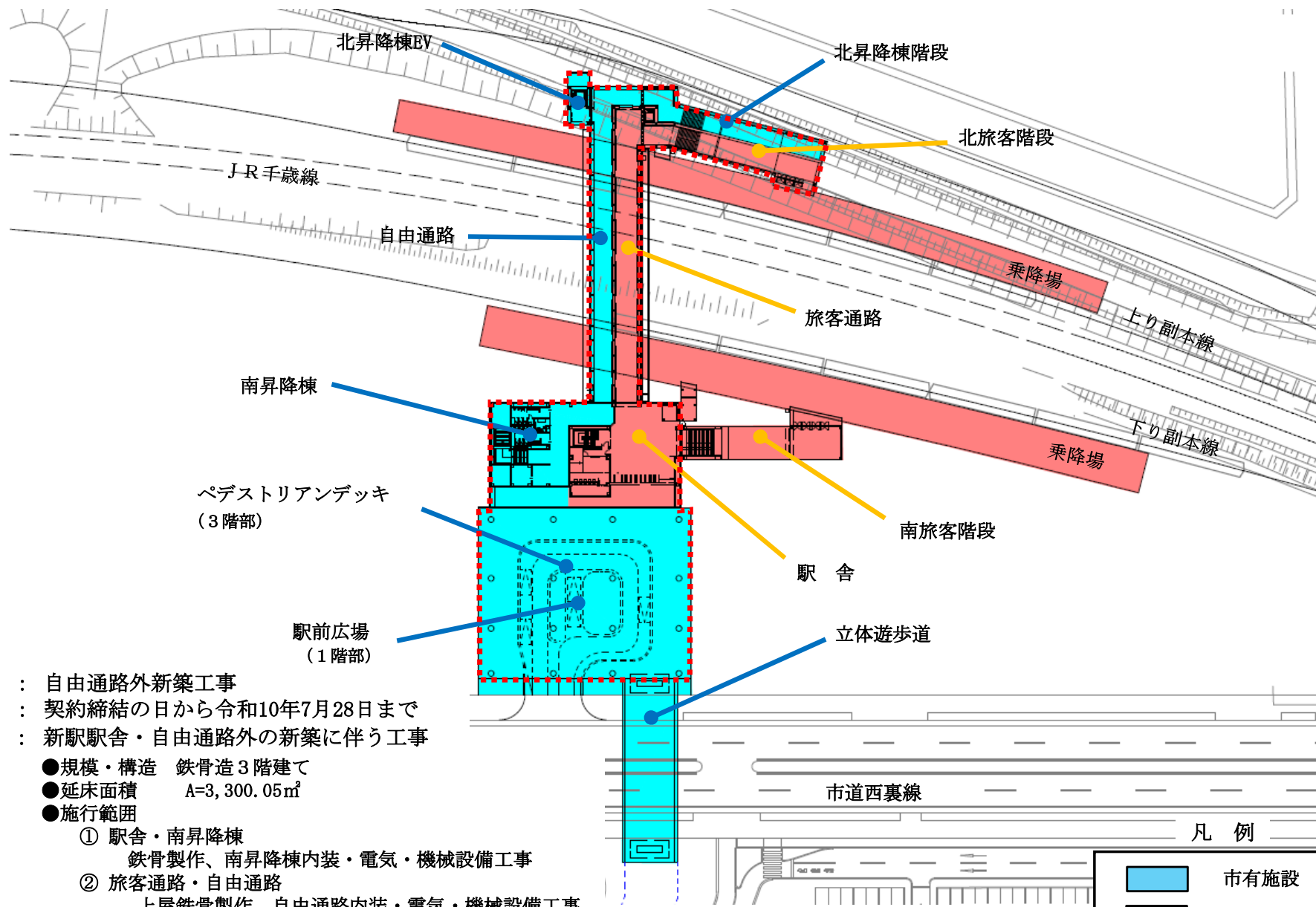
1 入札番号 北広島市 告示第 143号
 2 件名 自由通路外新築工事
 3 入札年月日 令和7年11月5日 9時30分
 4 入札場所 北広島市役所4階4F会議室
 5 入札結果

失格判断基準額 1,712,165,713円(消費税除く。)
 調査基準価格 1,886,009,200円(消費税除く。)
 予定価格 2,255,011,000円(消費税含む。)
 入札書比較価格 2,050,010,000円(消費税除く。)
 工期 契約締結の日から令和10年7月28日まで

業 者 名	代理人	第 1 回 目		第 2 回 目		第 3 回 目		第 4 回 目		備 考
大林・札建西の里・北広島間新駅設置 工事特定建設工事JV		1,978,600,000	1							落札

※ 当該金額に10%に相当する額を加算した金額が法律上の入札価格である。
 落札業者名 大林・札建西の里・北広島間新駅設置工事特定建設工事JV

価 格	1,978,600,000 円
消費税等の額	197,860,000 円
契 約 金 額	2,176,460,000 円



工事名 : 自由通路外新築工事
予定工期 : 契約締結の日から令和10年7月28日まで
工事概要 : 新駅駅舎・自由通路外の新築に伴う工事

●規模・構造 鉄骨造 3階建て

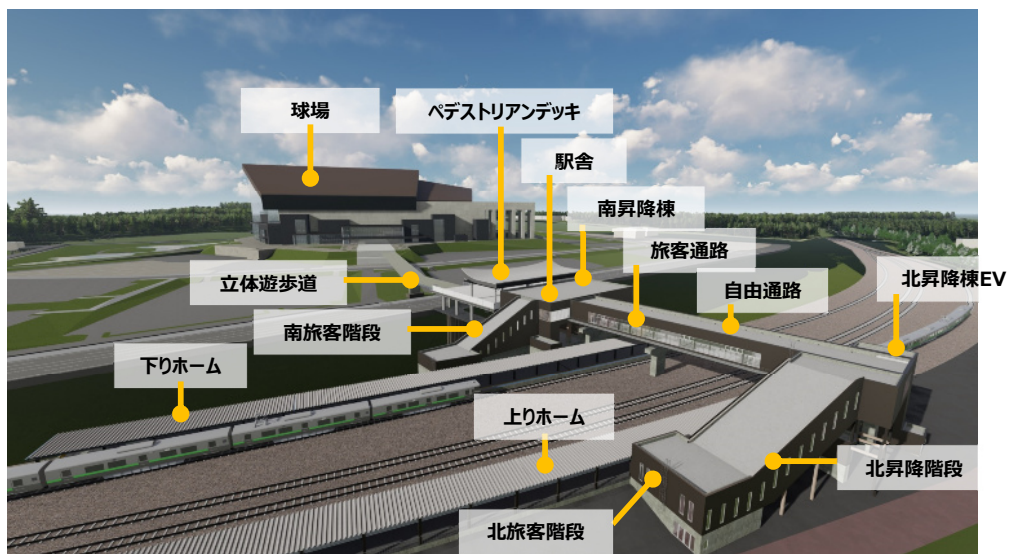
●延床面積 A=3,300.05㎡

●施行範囲

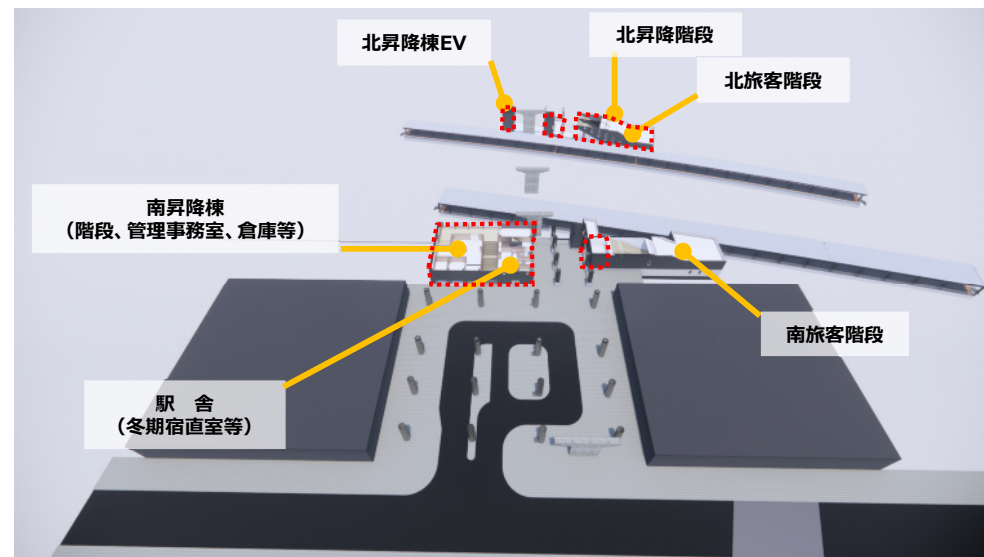
- ① 駅舎・南昇降棟
鉄骨製作、南昇降棟内装・電気・機械設備工事
- ② 旅客通路・自由通路
上屋鉄骨製作、自由通路内装・電気・機械設備工事
- ③ 北旅客階段・北昇降棟階段
基礎、鉄骨、屋根外装工事、
北昇降棟階段内装・電気・機械設備工事
- ④ 北昇降棟EV 新築に伴う一式工事
- ⑤ ペデストリアンデッキ 鉄骨製作

凡 例

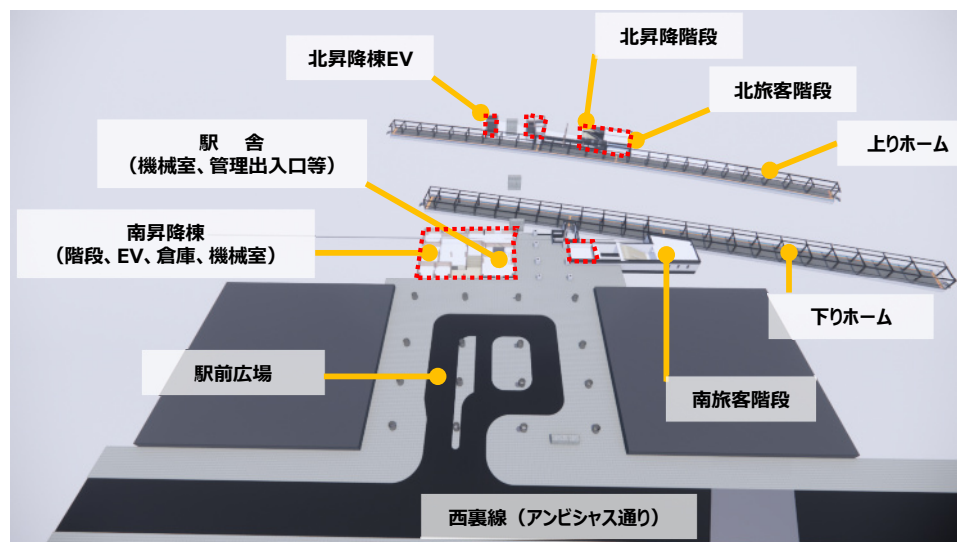
	市有施設
	鉄道施設
	工事範囲



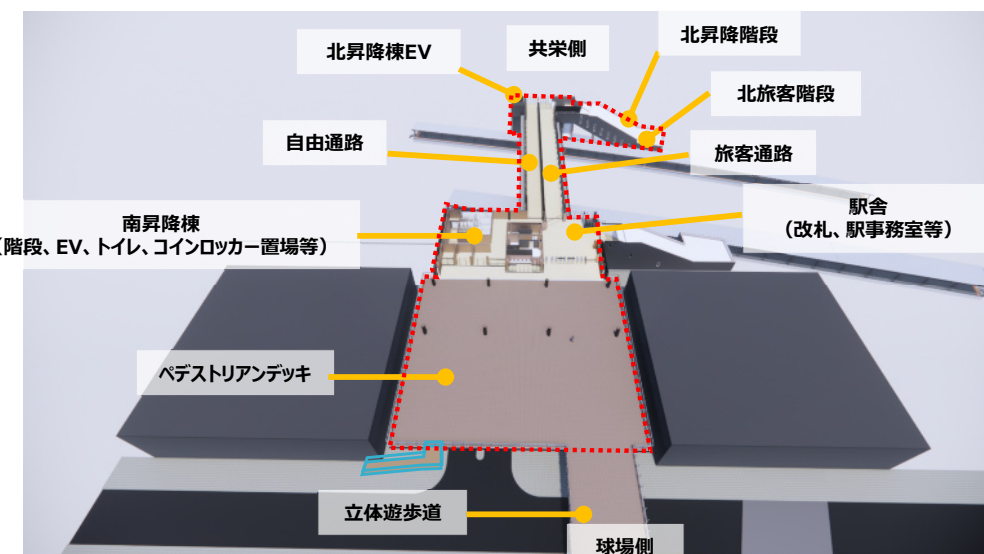
新駅透視図 (全体イメージ)



2階 平面図



1階 平面図



3階 平面図

工事範囲

議案第7号

指定管理者の指定について（北広島団地住民センター及び北広島東記念館）

指定管理者の指定をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 (1) 北広島団地住民センター
 (2) 北広島東記念館
- 2 指定する団体
 住 所 北広島市美沢1丁目6番地4
 名 称 特定非営利活動法人NPO・連・きたひろしま
 代表者名 理事長 多田 治夫
- 3 指定の期間 令和 8年4月 1日から
 令和13年3月31日まで

令和7年12月2日提出

北広島市長 上野 正三

提案理由

指定管理者の指定をするものです。

北広島団地住民センター及び北広島東記念館

1 指定管理料（5年分）

（1）候補者提示の指定管理料 198,422,000円

（2）市が示した指定管理料 198,422,000円

2 選定基準及び評価結果

選定基準	配点	申請団体及び採点
		特定非営利活動法人 NPO・連・きたひろしま
1 市民の平等な利用が確保されること。	15	11
2 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。	45	34
3 事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。	25	20
4 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。	15	11
5 その他市長等が施設の性質又は目的に応じて定める基準	20	16
合計	120	92

標準点は72点

議案第 8 号

指定管理者の指定について（北広島市ふれあい学習センター）

指定管理者の指定をするため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 施設の名称 | 北広島市ふれあい学習センター |
| 2 | 指定する団体 | |
| | 住所 | 北広島市松葉町 6 丁目 1 番地 C - 204 |
| | 名称 | 特定非営利活動法人生涯学習推進委員会ゆめ |
| | 代表者名 | 理事長 長崎 宏 |
| 3 | 指定の期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から
令和 13 年 3 月 31 日まで |

令和 7 年 12 月 2 日提出

北広島市長 上野 正三

提案理由

指定管理者の指定をするものです。

北広島市ふれあい学習センター

1 指定管理料（5年分）

（1）候補者提示の指定管理料 257,706,000円

（2）市が示した指定管理料 257,706,000円

2 選定基準及び評価結果

選定基準	配点	申請団体及び採点
		特定非営利活動法人 生涯学習推進委員会ゆめ
1 市民の平等な利用が確保されること。	15	12
2 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。	45	36
3 事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。	25	21
4 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。	15	11
5 その他市長等が施設の性質又は目的に応じて定める基準	20	16
合計	120	96

標準点は72点

議案第9号

指定管理者の指定について（北広島市広葉交流センター）

指定管理者の指定をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|----------------------------|
| 1 | 施設の名称 | 北広島市広葉交流センター |
| 2 | 指定する団体 | |
| | 住所 | 北広島市広葉町1丁目1番地16 |
| | 名称 | 特定非営利活動法人いこーよ友の会 |
| | 代表者名 | 理事長 伊藤 緑 |
| 3 | 指定の期間 | 令和8年4月1日から
令和13年3月31日まで |

令和7年12月2日提出

北広島市長 上野 正三

提案理由

指定管理者の指定をするものです。

北広島市広葉交流センター

1 指定管理料（5年分）

（1）候補者提示の指定管理料 217,613,000円

（2）市が示した指定管理料 217,617,000円

2 選定基準及び評価結果

選定基準	配点	申請団体及び採点
		特定非営利活動法人 いこーよ友の会
1 市民の平等な利用が確保されること。	15	14
2 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。	45	36
3 事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。	25	21
4 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。	15	12
5 その他市長等が施設の性質又は目的に応じて定める基準	20	16
合 計	120	99

標準点は72点

議案第10号

指定管理者の指定について（北広島市都市公園）

指定管理者の指定をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- | | | |
|---|--------|----------------------------|
| 1 | 施設の名称 | はまなす公園外244施設 |
| 2 | 指定する団体 | |
| | 所在地 | 北広島市中央3丁目8番地4 |
| | 名称 | 北広島市建設事業協同組合 |
| | 代表者名 | 代表理事 富田辰夫 |
| 3 | 指定の期間 | 令和8年4月1日から
令和13年3月31日まで |

令和7年12月2日提出

北広島市長 上野正三

提案理由

指定管理者の指定をするものです。

北広島市都市公園

1 指定管理料（5年分）

（1）候補者提示の指定管理料 887,909,000円

（2）市が示した指定管理料 887,913,000円

2 選定基準及び評価結果

選定基準	配点	申請団体及び採点
		北広島市建設事業協同組合
1 市民の平等な利用が確保されること。	15	12
2 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。	30	24
3 事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。	25	21
4 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。	15	12
5 その他市長等が施設の性質又は目的に応じて定める基準	10	8
合計	95	77

標準点は57点

議案第 1 1 号

指定管理者の指定について（きたひろサンパーク）

指定管理者の指定をするため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 施設の名称 | きたひろサンパーク |
| 2 | 指定する団体 | |
| | 所在地 | 札幌市厚別区厚別南 3 丁目 2 番 2 5 号 |
| | 名称 | 株式会社四宮造園 |
| | 代表者名 | 代表取締役 四 宮 繁 |
| 3 | 指定の期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から
令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで |

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

北広島市長 上 野 正 三

提案理由

指定管理者の指定をするものです。

きたひろサンパーク

1 指定管理料（5年分）

（1）候補者提示の指定管理料 127,842,000円

（2）市が示した指定管理料 129,133,000円

2 選定基準及び評価結果

選定基準	配点	申請団体及び採点
		株式会社 四宮造園
1 市民の平等な利用が確保されること。	15	12
2 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。	30	26
3 事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。	25	21
4 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。	15	12
5 その他市長等が施設の性質又は目的に応じて定める基準	10	8
合 計	95	79

標準点は57点

議案第 1 2 号

指定管理者の指定について（北広島市体育施設等）

指定管理者の指定をするため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 施設の名称 | (1) 北広島市総合体育館
(2) 北広島市緑葉公園内体育施設等 |
| 2 | 指定する団体 | |
| | 所在地 | 札幌市中央区北 2 条西 1 丁目 1 0 番地 |
| | 名称 | シンコースポーツ北海道株式会社 |
| | 代表者名 | 代表取締役 石 崎 健 太 |
| 3 | 指定の期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から
令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで |

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

北広島市長 上 野 正 三

提案理由

指定管理者の指定をするものです。

北広島市体育施設等

1 指定管理料（5年分）

（1）候補者提示の指定管理料 372,110,000円

（2）市が示した指定管理料 372,110,000円

2 選定基準及び評価結果

選定基準	配点	申請団体及び採点
		シンコースポーツ北海道株式会社
1 市民の平等な利用が確保されること。	15	13
2 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。	30	27
3 事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。	25	21
4 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。	15	12
5 その他市長等が施設の性質又は目的に応じて定める基準	15	13
合計	100	86

標準点は60点

議案第13号

指定管理者の指定について（北広島市住民プール）

指定管理者の指定をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称
（1）東部住民プール
（2）西部プール
（3）大曲住民プール
（4）西の里住民プール
（5）緑葉公園プール
（6）白樺プール
- 2 指定する団体
住所 北広島市中央3丁目8番地2
第6ニューオータニビル
名称 北島工業株式会社
代表者名 代表取締役 石田 信
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から
令和13年3月31日まで

令和7年12月2日提出

北広島市長 上野 正三

提案理由

指定管理者の指定をするものです。

北広島市住民プール

1 指定管理料（5年分）

（1）候補者提示の指定管理料 221,257,000円

（2）市が示した指定管理料 221,257,000円

2 選定基準及び評価結果

選定基準	配点	申請団体及び採点
		北島工業株式会社
1 市民の平等な利用が確保されること。	15	12
2 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。	35	25
3 事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。	25	18
4 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。	15	10
5 その他市長等が施設の性質又は目的に応じて定める基準	10	8
合 計	100	73

標準点は60点

議案第14号

令和7年度北広島市一般会計補正予算（第4号）

令和7年度北広島市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,000千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,768,519千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為補正）

- 第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和7年12月2日提出

北広島市長 上野正三

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
21 繰越金		153,746	5,000	158,746
	1 繰越金	153,746	5,000	158,746
歳入	合計	34,763,519	5,000	34,768,519

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,570,570	5,000	3,575,570
	2 企画費	2,201,734	5,000	2,206,734
歳 出	合 計	34,763,519	5,000	34,768,519

第2表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限度額
地域公共交通計画推進事業負担金	令和7年度から 令和10年度まで 4年間以内	必要とする当該 年度の予算で措 置する額

令和7年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

(一般会計補正予算第4号)

総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
21 繰越金	153,746	5,000	158,746
歳入合計	34,763,519	5,000	34,768,519

歳入
21款 繰越金
1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	153,746	5,000	158,746	1 繰越金	5,000	前年度繰越金 5,000
計	153,746	5,000	158,746			

総括

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	3,570,570	5,000	3,575,570	0	0	0	5,000
歳出合計	34,763,519	5,000	34,768,519	0	0	0	5,000

歳出

2款 総務費

2項 企画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国道支出金	地方債	その他					
1 企画総務費	1,883,969	5,000	1,888,969				5,000	18 負担金補助及び交付金	5,000	地域公共交通計画推進事業 負担金補助及び交付金 分担金・負担金	5,000 5,000
計	2,201,734	5,000	2,206,734				5,000				

債務負担行為に関する調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出(見込)額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
						国(道)支出金	地方債	その他		
地域公共交通計画推進事業負担金	必要とする当該年度の予算で措置する額	-	-	令和7 ～ 令和10	限度額に 同じ					限度額に 同じ

議案第15号

令和7年度北広島市一般会計補正予算（第5号）

令和7年度北広島市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ115,703千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,884,222千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年12月2日提出

北広島市長 上野正三

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		7,720,334	60,846	7,781,180
	1 国庫負担金	3,981,955	56,616	4,038,571
	2 国庫補助金	3,722,447	3,515	3,725,962
	3 委託金	15,932	715	16,647
17 道支出金		2,434,517	11,067	2,445,584
	1 道負担金	1,641,234	938	1,642,172
	2 道補助金	630,378	10,129	640,507
19 寄附金		1,302,470	1,513	1,303,983
	1 寄附金	1,302,470	1,513	1,303,983
21 繰越金		158,746	35,077	193,823
	1 繰越金	158,746	35,077	193,823
23 市債		3,198,200	7,200	3,205,400
	1 市債	3,198,200	7,200	3,205,400
歳入	合計	34,768,519	115,703	34,884,222

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,575,570	5,370	3,580,940
	1 総務管理費	1,035,621	4,425	1,040,046
	3 徴税費	149,099	945	150,044
3 民生費		12,061,007	84,110	12,145,117
	1 社会福祉費	5,364,933	4,956	5,369,889
	2 児童福祉費	4,166,730	4,672	4,171,402
	3 医療給付費	1,561,884	2,725	1,564,609
	4 生活保護費	967,460	71,757	1,039,217
5 農林水産業費		100,744	10,129	110,873
	1 農業費	90,259	10,129	100,388
7 土木費		6,433,743	9,386	6,443,129
	1 土木管理費	37,768	7,236	45,004
	5 住宅費	26,024	2,150	28,174
9 教育費		2,916,063	6,708	2,922,771
	1 教育総務費	753,924	500	754,424
	4 社会教育費	762,199	6,208	768,407
歳 出	合 計	34,768,519	115,703	34,884,222

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額
北広島団地住民センター及び北広島東記念館管理運営業務委託	令和7年度から 令和12年度まで 6年間以内	必要とする当該年度の予算で措置する額
北広島市ふれあい学習センター管理運営業務委託	令和7年度から 令和12年度まで 6年間以内	必要とする当該年度の予算で措置する額
北広島市広葉交流センター管理運営業務委託	令和7年度から 令和12年度まで 6年間以内	必要とする当該年度の予算で措置する額
資源リサイクルセンター火災復旧経費	令和7年度から 令和9年度まで 3年間以内	390,500
北広島市都市公園管理運営業務委託	令和7年度から 令和12年度まで 6年間以内	必要とする当該年度の予算で措置する額
きたひろサンパーク管理運営業務委託	令和7年度から 令和12年度まで 6年間以内	必要とする当該年度の予算で措置する額
北広島市体育施設等管理運営業務委託	令和7年度から 令和12年度まで 6年間以内	必要とする当該年度の予算で措置する額
北広島市住民プール管理運営業務委託	令和7年度から 令和12年度まで 6年間以内	必要とする当該年度の予算で措置する額

第3表 地方債補正

(追加)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
有料駐車場管理運営事業債	7,200	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債の日から30年以内(据置期間を含む。)において償還する。ただし、必要に応じ繰上償還することができる。

令和7年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

(一般会計補正予算第5号)

総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	7,720,334	60,846	7,781,180
17 道支出金	2,434,517	11,067	2,445,584
19 寄附金	1,302,470	1,513	1,303,983
21 繰越金	158,746	35,077	193,823
23 市債	3,198,200	7,200	3,205,400
歳入合計	34,768,519	115,703	34,884,222

歳入

16款 国庫支出金

1項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	3,981,955	56,616	4,038,571	2 児童福祉費負担金	2,799	児童手当負担金 2,799
				4 生活保護費等負担金	53,817	生活保護費等負担金 53,817
計	3,981,955	56,616	4,038,571			

16款 国庫支出金

2項 国庫補助金

2 民生費国庫補助金	196,488	3,515	200,003	1 社会福祉費補助金	1,106	介護保険事業費補助金 1,106
				4 医療給付費補助金	2,409	子ども・子育て支援事業費補助金 2,409
計	3,722,447	3,515	3,725,962			

16款 国庫支出金

3項 委託金

2 民生費委託金	15,442	715	16,157	1 社会福祉費委託金	715	年金生活者支援給付金事務委託金 715
計	15,932	715	16,647			

17款 道支出金

1項 道負担金

1 民生費道負担金	1,636,555	938	1,637,493	2 児童福祉費負担金	938	児童手当負担金 938
計	1,641,234	938	1,642,172			

17款 道支出金

2項 道補助金

4 農林水産業費道補助金	41,303	10,129	51,432	1 農業費補助金	10,129	畑地化促進事業補助金 10,129
計	630,378	10,129	640,507			

19款 寄附金

1項 寄附金

3 民生費寄附金	141	1,013	1,154	1 社会福祉費寄附金	1,013	地域福祉基金寄附金 1,013
6 教育費寄附金	1,004	500	1,504	1 教育総務費寄附金	500	図書購入費寄附金 500
計	1,302,470	1,513	1,303,983			

19 寄附金

21款 繰越金

1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	158,746	35,077	193,823	1 繰越金	35,077	前年度繰越金 35,077
計	158,746	35,077	193,823			

23款 市債

1項 市債

4 土木債	1,885,600	7,200	1,892,800	5 土木管理債	7,200	有料駐車場管理運営事業債 7,200
計	3,198,200	7,200	3,205,400			

総括

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	3,575,570	5,370	3,580,940	0	0	0	5,370
3 民生費	12,061,007	84,110	12,145,117	61,784	0	1,013	21,313
5 農林水産業費	100,744	10,129	110,873	10,129	0	0	0
7 土木費	6,433,743	9,386	6,443,129	0	7,200	0	2,186
9 教育費	2,916,063	6,708	2,922,771	0	0	500	6,208
歳出合計	34,768,519	115,703	34,884,222	71,913	7,200	1,513	35,077

歳出

2款 総務費

1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国道支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	139,887	4,425	144,312				4,425	12 委託料	4,425	職員管理経費 委託料 保守・点検・整備委託	4,425 4,425 4,425
計	1,035,621	4,425	1,040,046				4,425				

2款 総務費

3項 徴税费

1 賦課徴収費	149,099	945	150,044				945	10 需用費	945	賦課徴収経費 需用費	945 945
計	149,099	945	150,044				945				

3款 民生費

1項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	1,917,258	4,241	1,921,499	国庫支出金		寄附金	2,122	24 積立金	1,013	福祉行政経費 積立金 国民健康保険事業特別会計繰出金 繰出金 介護保険特別会計繰出金 繰出金	1,013 1,013 526 2,702 2,702
				1,106		1,013		27 繰出金	3,228		
4 国民年金費	6,755	715	7,470	国庫支出金				12 委託料	715	国民年金受託事務経費 委託料 保守・点検・整備委託	715 715 715
計	5,364,933	4,956	5,369,889	国庫支出金		寄附金	2,122				
				1,821		1,013					

3款 民生費

2項 児童福祉費

4 児童措置費	961,755	4,672	966,427	国庫支出金			935	19 扶助費	4,672	児童手当支給事業 扶助費	4,672 4,672
				2,799							
				道支出金							
				938							
計	4,166,730	4,672	4,171,402	国庫支出金			935				
				2,799							
				道支出金							
				938							

3 民生費

3款 民生費

3項 医療給付費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国庫支出金	地方債	その他					
2 後期高齢者医療費	1,242,278	2,725	1,245,003	国庫支出金 2,409			316	27 繰出金	2,725	後期高齢者医療特別会計繰出金 繰出金	2,725 2,725
計	1,561,884	2,725	1,564,609	国庫支出金 2,409			316				

3款 民生費

4項 生活保護費

2 扶助費	941,158	71,757	1,012,915	国庫支出金 53,817			17,940	19 扶助費	71,757	生活保護費等支給事業 扶助費	71,757 71,757
計	967,460	71,757	1,039,217	国庫支出金 53,817			17,940				

5款 農林水産業費

1項 農業費

2 農業振興費	80,683	10,129	90,812	道支出金 10,129				18 負担金補助 及び交付金	10,129	経営所得安定対策直接支払推進事業 負担金補助及び交付金 補助金・助成金・賛助金	10,129 10,129
計	90,259	10,129	100,388	道支出金 10,129							

7款 土木費

1項 土木管理費

6 駐車場運営費	5,853	7,236	13,089			7,200	36	18 負担金補助 及び交付金	7,236	有料駐車場管理運営事業 負担金補助及び交付金 分担金・負担金	7,236 7,236
計	37,768	7,236	45,004			7,200	36				

7款 土木費

5項 住宅費

1 住宅管理費	26,024	2,150	28,174				2,150	10 需用費	2,150	市営住宅管理経費 需用費	2,150 2,150
計	26,024	2,150	28,174				2,150				

9款 教育費

1項 教育総務費

3 教育振興費	672,414	500	672,914					10 需用費	500	学校図書館活用事業 需用費	500 500
計	753,924	500	754,424					寄附金 500			

9 教育費

9款 教育費

4項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国道支出金	地方債	その他					
6 文化施設維持管理費	91,050	1,000	92,050				1,000	10 需用費	1,000	文化施設維持管理経費 需用費	1,000 1,000
10 青少年健全育成費	43,602	5,208	48,810				5,208	10 需用費	147	教育支援センター移転整備事業	5,208
								11 役務費	3	需用費	147
								12 委託料	814	役務費	3
								13 使用料及び 賃借料	4	委託料	814
								賃借料		保守・点検・整備委託	594
								14 工事請負費	2,970	企画運営・作成等委託	220
								17 備品購入費	820	使用料及び賃借料	4
								18 負担金補助 及び交付金	450	工事請負費	2,970
										備品購入費	820
										負担金補助及び交付金	450
										分担金・負担金	450
計	762,199	6,208	768,407				6,208				

債務負担行為に関する調書

地方債に関する調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

事 項	限 度 額	前年末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出(見込)額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国(道)支出金	地方債	その他	
北広島団地住民センター及び北広島東記念館管理運営業務委託	必要とする当該年度の予算で措置する額	-	-	令和7 ～ 令和12	必要とする当該年度の予算で措置する額			使用料その他の施設に係る歳入の額	限度額から使用料その他の施設に係る歳入の額を差し引いた額
北広島市ふれあい学習センター管理運営業務委託	必要とする当該年度の予算で措置する額	-	-	令和7 ～ 令和12	必要とする当該年度の予算で措置する額			使用料その他の施設に係る歳入の額	限度額から使用料その他の施設に係る歳入の額を差し引いた額
北広島市広葉交流センター管理運営業務委託	必要とする当該年度の予算で措置する額	-	-	令和7 ～ 令和12	必要とする当該年度の予算で措置する額			使用料その他の施設に係る歳入の額	限度額から使用料その他の施設に係る歳入の額を差し引いた額
資源リサイクルセンター火災復旧経費	390,500	-	-	令和7 ～ 令和9	390,500		292,800		97,700
北広島市都市公園管理運営業務委託	必要とする当該年度の予算で措置する額	-	-	令和7 ～ 令和12	必要とする当該年度の予算で措置する額			使用料その他の施設に係る歳入の額	限度額から使用料その他の施設に係る歳入の額を差し引いた額
きたひろサンパーク管理運営業務委託	必要とする当該年度の予算で措置する額	-	-	令和7 ～ 令和12	必要とする当該年度の予算で措置する額			使用料その他の施設に係る歳入の額	限度額から使用料その他の施設に係る歳入の額を差し引いた額
北広島市体育施設等管理運営業務委託	必要とする当該年度の予算で措置する額	-	-	令和7 ～ 令和12	必要とする当該年度の予算で措置する額			使用料その他の施設に係る歳入の額	限度額から使用料その他の施設に係る歳入の額を差し引いた額
北広島市住民プール管理運営業務委託	必要とする当該年度の予算で措置する額	-	-	令和7 ～ 令和12	必要とする当該年度の予算で措置する額			使用料その他の施設に係る歳入の額	限度額から使用料その他の施設に係る歳入の額を差し引いた額

地方債の令和5年度末及び令和6年度末における現在高
並びに令和7年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	令和5年度末 現在高	令和6年度末 現在高	令和7年度中増減見込		令和7年度末 現在高見込額
			起債借入見込額	元金償還見込額	
1 普通債	22,055,983	22,928,683	4,047,000	1,392,372	25,583,311
(1) 総務債	4,370,862	4,420,317	546,300	345,884	4,620,733
うち庁舎	2,894,670	2,738,724	0	155,946	2,582,778
(2) 民生債	362,112	325,825	7,200	44,195	288,830
(3) 衛生債	2,285,045	2,171,101	34,900	136,380	2,069,621
(4) 農林水産業債	35,019	29,876	5,600	5,144	30,332
(5) 商工労働債	24,440	16,620	0	8,684	7,936
(6) 土木債	11,694,409	12,674,617	2,712,200	565,955	14,820,862
うち道路橋梁	5,529,246	6,309,648	886,900	311,643	6,884,905
うち公園	1,132,313	1,105,165	82,800	93,665	1,094,300
うち街路	2,172,168	2,153,852	0	17,519	2,136,333
うち公営住宅	1,796,365	1,701,565	4,200	119,453	1,586,312
(7) 消防債	326,714	446,887	442,600	36,865	852,622
(8) 教育債	2,924,050	2,843,440	298,200	249,265	2,892,375
うち学校	2,370,384	2,135,509	102,400	179,342	2,058,567
(9) 市場公募債借換債	33,332	0	0	0	0
2 災害復旧債	713,689	610,991	0	103,942	507,049
3 その他	9,804,105	8,957,689	0	911,434	8,046,255
(1) 減税補填債等	317,789	290,574	0	26,635	263,939
(2) 臨時財政対策債	9,486,316	8,667,115	0	884,799	7,782,316
合 計	32,573,777	32,497,363	4,047,000	2,407,748	34,136,615

令和7年度起債借入見込額は、令和6年度繰越未収入特定財源地方債を含む。

議案第16号

令和7年度北広島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度北広島市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ526千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,286,947千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月2日提出

北広島市長 上野正三

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		572,330	526	572,856
	1 他会計繰入金	545,279	526	545,805
歳入	合計	6,286,421	526	6,286,947

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		54,892	526	55,418
	1 総務管理費	45,420	205	45,625
	2 徴税費	9,472	321	9,793
歳 出	合 計	6,286,421	526	6,286,947

令和7年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

(国民健康保険事業特別会計補正予算第2号)

総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	572,330	526	572,856
歳入合計	6,286,421	526	6,286,947

歳入

3款 繰入金

1項 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	545,279	526	545,805	1 一般会計繰入金	526	一般会計繰入金 526
計	545,279	526	545,805			

総括

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 総務費	54,892	526	55,418	0	0	526	0
歳出合計	6,286,421	526	6,286,947	0	0	526	0

歳出

1款 総務費

1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	30,448	205	30,653			繰入金 205		10 需用費 25 12 委託料 180	一般管理経費 205 需用費 25 委託料 180 各種電算処理等委託 180	
計	45,420	205	45,625			繰入金 205				

1款 総務費

2項 徴税費

1 賦課徴収費	9,472	321	9,793			繰入金 321		10 需用費 242 12 委託料 79	賦課徴収経費 321 需用費 242 委託料 79 各種電算処理等委託 79
計	9,472	321	9,793			繰入金 321			

議案第17号

令和7年度北広島市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度北広島市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,702千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,503,745千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月2日提出

北広島市長 上野正三

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		948,768	2,702	951,470
	1 一般会計繰入金	844,625	2,702	847,327
歳入	合計	5,501,043	2,702	5,503,745

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		85,360	2,702	88,062
	1 総務管理費	18,126	2,214	20,340
	2 賦課徴収費	6,541	488	7,029
歳 出	合 計	5,501,043	2,702	5,503,745

令和7年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

(介護保険特別会計補正予算第2号)

総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 繰入金	948,768	2,702	951,470
歳入合計	5,501,043	2,702	5,503,745

歳入

6款 繰入金

1項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 その他一般会計繰入金	86,660	2,702	89,362	1 事務費繰入金	2,702	事務費繰入金 2,702
計	844,625	2,702	847,327			

総括

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 総務費	85,360	2,702	88,062	0	0	2,702	0
歳出合計	5,501,043	2,702	5,503,745	0	0	2,702	0

歳出

1款 総務費

1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	18,126	2,214	20,340			繰入金 2,214		12 委託料	2,214	一般管理費 委託料 保守・点検・整備委託	2,214 2,214 2,214
計	18,126	2,214	20,340			繰入金 2,214					

1款 総務費

2項 賦課徴収費

1 賦課徴収費	6,541	488	7,029			繰入金 488		10 需用費	488	賦課徴収費 需用費	488 488
計	6,541	488	7,029			繰入金 488					

議案第18号

令和7年度北広島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和7年度北広島市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,725千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,261,126千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月2日提出

北広島市長 上野正三

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		283,722	2,725	286,447
	1 一般会計繰入金	283,722	2,725	286,447
歳入	合計	1,258,401	2,725	1,261,126

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		13,567	2,725	16,292
	2 徴収費	4,417	2,725	7,142
歳 出	合 計	1,258,401	2,725	1,261,126

令和7年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

(後期高齢者医療特別会計補正予算第2号)

総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	283,722	2,725	286,447
歳入合計	1,258,401	2,725	1,261,126

歳入

2款 繰入金

1項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 事務費繰入金	47,705	2,725	50,430	1 事務費繰入金	2,725	事務費繰入金 2,725
計	283,722	2,725	286,447			

総括

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 総務費	13,567	2,725	16,292	0	0	2,725	0
歳出合計	1,258,401	2,725	1,261,126	0	0	2,725	0

歳出

1款 総務費

2項 徴収費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
1 徴収費	4,417	2,725	7,142			繰入金 2,725		10 需用費 316	徴収費 需用費 委託料 各種電算処理等委託	2,725 316 2,409
								12 委託料 2,409		
計	4,417	2,725	7,142			繰入金 2,725				

議案第19号

令和7年度北広島市下水道事業会計補正予算(第2号)

令和7年度北広島市下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為補正)

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和7年12月2日提出

北広島市長 上野正三

第1表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
下水処理施設外維持管理業務委託	令和7年度から 令和11年度まで	1,374,000千円

補正予算に関する説明書

債務負担行為に関する調書

(単位:千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支払義務発生 (見込)額		当該年度以降の 支払義務発生 予定額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	下水道 事業収益	国庫 補助金	企業債
下水処理施設外 維持管理業務委託	1,374,000	-	-	令和7年度 ～ 令和11年度	1,374,000	1,374,000	0	0